



2026 年 8 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社 安藤・間（呼称:安藤ハザマ）
代 表 者 名 代表取締役社長 国谷 一彦
(コード番号 1719 東証プライム市場)
問 合 せ 先 コーポレート・コミュニケーション部長 齋藤 孝治
(TEL. 03 - 3575 - 6094)

役職員向け株式インセンティブ・プランの継続に伴う自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役職員向け株式インセンティブ・プランの継続に伴う自己株式処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 処分の概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 処分期日 | 2026 年 8 月 21 日 |
| (2) 処分株式の種類および数 | 普通株式 1,072,700 株 |
| (3) 処分価額 | 1 株につき 1,786.5 円 |
| (4) 処分総額 | 1,916,378,550 円 |
| (5) 処分予定先 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 BIP 信託口）
118,900 株（212,414,850 円）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 ESOP 信託口）
953,800 株（1,703,963,700 円） |
| (6) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。 |

2. 処分の目的および理由

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP 信託」という。）を用いた当社取締役および執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。以下併せて「取締役等」という。）に対するインセンティブ・プランおよび株式付与 ESOP 信託（以下「ESOP 信託」という。）を用いた当社の従業員に対するインセンティブ・プランの継続を決議いたしました。

本自己株式処分は、BIP 信託および ESOP 信託の継続に伴い、当社が三菱 UFJ 信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬 BIP 信託契約および株式付与 ESOP 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 BIP 信託口）および日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 ESOP 信託口）に対し、自己株式処分を行うものです。

処分株式数につきましては、BIP 信託および ESOP 信託の株式交付規定に基づき信託期間中に取締役等および従業員に交付（信託内で当社株式の一部を換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭を給付することを含む。以下同じ。）を行うと見込まれる株式数の一部であり、その希薄化の規模

は 2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 181,021,197 株に対し、0.59%（小数点第 3 位を四捨五入、2026 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 1,597,276 個に対する割合 0.67%）となります。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は、BIP 信託および ESOP 信託の株式交付規定に従い当社の取締役等および従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026 年 8 月 4 日）の東京証券取引所における当社株式の終値である 1,786.5 円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議日直前の市場株価であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

【ご参考】

信託契約の概要

[1]名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）
[2]信託契約の内容		
信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与	従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者	従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者	専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者
信託契約日	2016年8月8日 （2026年8月18日付で変更予定）	2022年8月10日 （2026年8月18日付で変更予定）
信託の期間	2022年8月8日～2026年9月20日 （2026年8月18日付の信託契約の変更により、2029年9月20日まで延長予定）	2022年8月10日～2026年9月30日 （2026年8月18日付の信託契約の変更により、2029年9月30日まで延長予定）
制度開始日	2016年9月1日	2022年9月1日
議決権行使	行使しないものとします。	受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、受託者が行使します。

以 上